

簿冊非公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号)第5条第1項(個人に関する情報)に該当

甲
(三)

原本史料

終連報甲綴

昭和二一、五、一一二一、五、三

第一復員局史實調査部第一班

3/9

防衛研修所戦史室

